

Q & A

- 1 訴訟について
- 2 対象について
- 3 通知書について
- 4 事前登録について
- 5 第2段階の訴訟に向けて 契約書や施術記録等について
- 6 ライフティへの支払いについて
- 7 費用について
- 8 リスクについて

1 訴訟について

1-1 なくす会が提起したライフティ(株)「共通義務確認訴訟」(第1段階の訴訟)とはどのようなものですか。

答え 集团的に発生した消費者被害を共通の手続で回復するために、特定適格消費者団体のみに認められた訴訟です。「共通義務確認訴訟」(第1段階の訴訟)で、相手方事業者が対象消費者に対し金銭を支払う義務があることを確認する判決を求め、判決で支払い義務があることが認められた後に、被害を受けた消費者が手続に参加する申込をするという手順です。

ビューティースリーの全身脱毛無制限コースの契約に関しては、ライフティとの間でクレジット契約(立替払契約)をして、一部でも支払いをした契約者は、ビューティースリー破産管財人とライフティ宛の「通知書」(①クーリング・オフの行使②不実告知による取消しの通知③なくす会の訴訟の判決が出るまではライフティによる支払い請求を停止するよう申し入れ)を各自で送付しておくことが必要です(詳しくは「2. 集团的被害回復訴訟に参加希望される方へのご案内」をご覧ください)。共通義務確認訴訟(第1段階の訴訟)で、ビューティースリー破産管財人とライフティ宛の「通知書」を送付した契約者は、未払金の支払義務がないことはもとより、すでに支払った分についても、ライフティが契約者に返還する義務があることを確認する訴訟です。

1-2 ライフティに支払いをしてきた契約者は、今回の訴訟にどの段階でどのようにして参加するのですか。

答え なくす会が提起した共通義務確認訴訟(第1段階の訴訟)において、ライフティが契約者から受け取ったクレジット代金を返還する義務があることを確認する判決に勝訴した場合(または和解をした場合)、なくす会は簡易確定手続(第2段階の訴訟)の申立てをします。

ライフティと対象の契約をした契約者は、この手続きに参加申込(被害金額の債権届出)をすることによって、自分で裁判を起こすよりも簡単な手続きで済み、低額の費用負担で返金を受ける手続に参加できます。

1-3 訴訟に参加を表明した場合、引き返すことはできないのですか。

答え 現時点では事前登録をしていただくだけです。簡易確定手続(第2段階の訴訟)の手続に進むことが確定した場合は、参加のご案内をお送りします。その時点で改めてご判断いただけます。

1-4 本当に支払ったお金が返ってくるのですか。

答え まず、なくす会の主張が裁判所で認められて、共通義務確認訴訟（第1段階の訴訟）で勝訴することが前提となります。そのうえで、ライフティの資金力や対応が影響します。クレジット会社は財産基盤や社内体制を国が審査して営業活動を認める登録業者ですので、悪質事業者のようにすぐに倒産することはないと考えられます。実際の見通しは、簡易確定手続（第2段階の訴訟）への参加確認の前に、あらためてご説明いたします。

2 対象について

2-1 すべての契約者が対象となりますか。

答え 今回対象となる契約者は、次の3点をすべて満たす方です。

- ① 2019（平成31）年1月1日～2023（令和5年）9月25日までの間に、ビューティースリーとの間で全身脱毛無制限コースの契約を締結した方であること（有料施術4回が終わって、5回目以降の無料施術が受けられない状態の人も含む）
- ② ライフティのクレジット契約（分割払いまたはボーナス一括払い）を利用している方であること（分割金の支払いを一部でもしている方は対象となりますが、1回も支払っていない方は対象になりません。この訴訟は事業者を支払った代金の返還請求する仕組みのためです。）
- ③ ビューティースリー破産管財人とライフティ宛の「通知書」を送付した方であること

2-2 2018（平成30）年12月31日以前にビューティースリーと契約した場合は、対象になりますか。

答え 対象となりません。

2-3 ライフティを利用し一括で支払った人、ライフティ以外のクレジット会社を利用した人や現金払いの人は手続に参加できますか。

答え ライフティを利用し翌月一括払いで支払った方、ライフティ以外のクレジット会社を利用した方または現金払いをした方は、この訴訟には参加できません。消費生活センターへご相談ください。（188の番号に電話をかけ、郵便番号を入力すると、最寄りの窓口につながります）
ただし、ビューティースリーへ現金払いをした方は破産手続による配当手続を待つしかありませんが、この方法の場合は配当の見込みは低いとされています。

2-4 2回払いですでに完済しています。今回の裁判に参加することはできますか。

答え 2回目の支払い日が契約日から2ヶ月より短い場合は、割賦販売法の消費者保護規定が適用されませんので、残念ですが、簡易確定手続（第2段階の訴訟）に参加できません。2回目の支払日が契約日から2ヶ月以上あれば参加できます。

2-5 ライフティ(株)に支払いをすでに止めてもらっている場合は、対象になりますか。

答え 対象になります。

2-6 ライフティへの支払いを振り込みでしました。その場合でも対象になるのでしょうか。

答え ライフティとの契約が個別クレジット契約（個別に契約した分割払いのクレジット契約）であれば、該当します。

2-7 救済を受けている場合という条件は、「4回の施術以降、何度も無料でサービスを受けられる」ということですか。それ以外は、救済を受けていても対象となりますか。

答え シースリー（㈱ビューティースリー）との契約（4回施術後に、無料施術・期間無制限）と同じ契約内容で、別業者との間で契約を引き継いだ場合は、シースリーとの契約を解除・取消しする理由がなくなるため、対象とはなりません。実際には別業者がそのような契約内容を全面的に引き継いだケースはほとんどないと思われます。別業者との間で多少有利な条件で新たな契約をしたという場合でもシースリーに対する権利が消滅したとは言えないため、対象となります。

2-8 最近、エステ倒産を知りました。一度も通っていません。どうしたらよいでしょうか。

答え クレジット契約を利用して、一度でも支払いを行った方は対象になります。通知書をお出してください。支払った金額があれば、事前登録をご検討ください。

2-9 引継ぎ店舗や引継ぎ事業者でお試しをしましたが、まだ契約はしていません。訴訟に参加できるでしょうか。

答え 参加できます。

2-10 引継ぎ店舗（引継ぎ事業者）と契約をしてしまいましたが、ビューティースリーと内容が違うのでやめたいと思います。訴訟に参加できるでしょうか。

答え 契約内容や解約理由によっては、参加できる場合があります。個別に法律相談や消費生活センターへの相談することをおすすめします。

2-11 抗弁書を提出しても支払いが止まらなかったため、支払いを滞納したところ（消費者センターに相談済み）、一括請求され、法的措置を取ると言われたため、分割手数料を含む残りの全額を一括で振り込みしました。こちらの会に参加できますか。

答え 参加できます。

2-12 マイページにある契約書を保存しておらず、見る事ができません。それでも第2段階に参加することはできますか

答え マイページにある契約書以外の書類で契約内容が分かれば可能です。今ある関係書類やデータを全て保管しておいてください。また覚えている契約内容はメモしておいてください。簡易確定手続（第2段階の訴訟）に正式に参加の際に、具体的に確認させていただきます。

2-13 契約書が手元にない場合は、参加できますか。

答え 参加自体はできます。ただし、証拠がないと請求の一部が認められない可能性があります。

3 通知書について

3-1 通知書はいつまでに送付すればよいですか。

答え ①「契約してから5年以内」という期限がありますので、契約時期がそれに近い方は大至急送付して下さい。
②「ビューティースリーが破産したことを知り得てから1年以内」という期限があります。ビューティースリーが破産したのは、2023年9月25日ですので、できるだけ早めに送付してください。

***送付期限について変更がありました。詳細は、「3-10」をご確認ください。**

<p>3-2 抗弁書はすでに提出してあれば、通知書を送付する必要はないですか。</p>
<p>答え 抗弁書は、支払い請求の停止に関する内容だけのため、通知書も必ず送付してください。通知書を送付いただかないと対象になりません。</p>
<p>3-3 通知書を簡易書留ではなく普通郵便で郵送してしまった。送り直しが必要か。</p>
<p>答え 手元に通知書のコピーがあれば、送り直しは必要ありません。</p>
<p>3-4 契約書を紛失してしまい、利用回数や請求金額等が分からない。通知書に記載するためにはどうすればいいか。</p>
<p>答え 支払月額と支払った回数は預金口座などを調べて正確に記載する必要があります。詳細がわからない場合は、契約代金額、支払総額、支払総回数、利用回数は、覚えている範囲で「約〇円」「約〇回」と記載してください。</p>
<p>3-5 名称が異なる契約（「高速全身脱毛コース」「光速プレミアム無制限コース」）は、対象としている「全身脱毛無制限コース」と同じものという認識でよいですか。通知書にはどちらの名称で記載するのがよいですか。</p>
<p>答え 有料の施術が1年間4回程度、その後無料施術が期間無制限で設定されていれば、コース名が多少違うものも適用対象となります。受け取った契約書のコース名を記載してください。</p>
<p>3-6 通知書に記載する金額は、手数料込みの金額ですか。</p>
<p>答え 通知書の「代金合計額」欄には、シースリー（株）ビューティースリーとの契約書に記載されている代金額を、「クレジット契約支払総額」欄には、ライフティ（株）との契約書に記載されている手数料込みの総額を記載して下さい。</p>
<p>3-7 なくす会所定の通知書を送付したのに引き落としが発生しました。この場合どうすればいいですか。</p>
<p>答え ライフティ（株）はなくす会所定の通知書を送付した契約者には支払い請求を停止することを表明しています（Q & A 8-6 参照）。そこで、すぐに下記の内容を記載した通知書をライフティ（株）宛に簡易書留で送付してください。送付の際はコピーを保管しておいてください。以前に送付した通知書のコピーを同封しておくで確認・対応が早いと思います。</p> <p>.....</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>通知書</p> <p>私は、なくす会の集団的被害回復訴訟の事前登録手続をして、なくす会が掲載している通知書に沿った内容の通知書を、令和〇年〇月〇日付で貴社に送付しました。しかし、その後、貴社から令和〇年〇月〇日付で請求を再開するとの通知書が届きました。なくす会の訴訟手続の結論が出るまで支払請求を停止して頂けるはずですので、ご確認のうえ直ちに請求を停止して下さい。これについてのご回答を、書面で私宛にお送り下さい。</p> <p>令和 〇年 〇月 〇日 住所 〇〇〇〇〇 契約者氏名 〇〇〇〇〇 印</p> </div>

3-8 通知書はすでに提出してあれば、再度の送付は不要ですか。

答え すでに提出した通知内容を通知書記載例と照らし合わせ、違いがある場合は必ず送付してください。

3-9 ライフティに支払い抗弁を出している状況で、通知書を送付すると中途解約停止の効力がなくなることはないでしょうか。また不利益な状況にならないでしょうか。

答え 中途解約停止の効力がなくなることはありません。一方、既払い金の返還請求をするには、「通知書」を送付していただく必要があります。

3-10 通知書を2024年9月25日までに送付するようという説明がありましたが、この日までに送付していない場合は第2段階の訴訟に参加できなくなるのですか。

答え 参加できます。

なお、なくす会所定の通知書を送付していない契約者には、ライフティ(株)から請求を再開する動きが出る可能性があるため、できるだけ早くなくす会所定の通知書を送付し、なくす会の事前登録を行ってください。

また、すでにご案内しているように、訴訟の参加対象者になるには簡易確定手続(第2段階の訴訟)の参加申込手続をするまでに、ビューティースリー破産管財人とライフティ宛の通知書の送付が必要ですので、できるだけ早く送付してください。

なくす会は、ライフティ(株)に対する訴訟において、

- ① クーリング・オフ
- ② 不実告知取消し

の2点を主張しています。

①のクーリング・オフは今回の訴訟のメインの争点であり、クーリング・オフが1年で消滅時効により消滅するとの規定はありません。

一方で、②の不実告知取消しには1年間の消滅時効の規定があるため、(株)ビューティースリーが倒産した2023年9月25日の1年後の2024年9月25日までに、被害にあわれた皆さんにできるだけ通知書を送付してもらうため、早めのご案内をしていました。

※なくす会所定の通知書様式 (Word版) (PDF版)

※詳しい説明は「2. 集团的被害回復訴訟に参加希望される方へのご案内」をご確認ください。

4 事前登録について

4-1 事前登録の費用はかかりますか。

答え 事前登録には費用はかかりません。簡易確定手続(第2段階の訴訟)(個別の返金額を決める裁判)に参加する時には『手続き参加費用』がかかります。

4-2 事前登録したらどうなりますか。登録したらやめることはできないですか。

答え 事前登録いただいた方には、簡易確定手続(以下、第2段階の訴訟)へ進むことが確定した際に、なくす会からメールでお知らせをいたします。事前登録は第2

段階の訴訟への参加表明ではありません。

当会からの訴訟に関する情報発信と第2段階の訴訟に進むことが確定した際にお知らせするためのものです。第2段階の訴訟に参加するかどうかは、お知らせが届いてから改めて決めていただきます。

4-3 事前登録はいつまでしておく必要がありますか。

答え 事前登録は、簡易確定手続（以下、第2段階の訴訟）の訴訟に進んだ際に、登録された方に個別に案内を送るためのものです。特に期限は定めていませんが、第2段階の訴訟に進む前に登録していただくことをおすすめします。ただし、事前登録をされていない方でも、対象消費者に該当すれば第2段階の訴訟に参加することができます。

5 第2段階の訴訟に向けて 契約書や施術記録等について

5-1 ライフティとのクレジット契約をしている人が、今、しておくべきことは何ですか。

答え ①ビューティースリー破産管財人とライフティ宛の「通知書」を、簡易書留郵便で送付してください。通知書はコピーして保管しておいてください。
なお、不実告知取消権（事実と異なる説明で契約させられたことによる取消し権の行使）は、破産開始決定日（2023年9月25日）から1年間行使しないでおくと、時効により行使できなくなりますので、すぐに通知しておく必要があります。

***送付期限について変更がありました。詳細は、「3-10」をご確認ください。**

②次の一式を用意しておいてください。

（ア）ビューティースリーとの契約書

（イ）ライフティとの契約書

（ウ）クレジット自動引落の明細

（エ）施術を受けた回数・日時の記録

（オ）ビューティースリー破産管財人とライフティ宛の「通知書」のコピー
以上の書類が正式な手続きの際に必要なになりますので、必ず保管しておいてください。

5-2 簡易確定手続（第2段階の訴訟）への参加申し込みが開始されるのはいつですか。また、それを知ることはできますか。

答え 共通義務確認訴訟（第1段階の訴訟）の判決や和解の結果が出てからとなります。訴訟がどう進んでいるのかの状況や、簡易確定手続（以下、第2段階の訴訟）への参加手続きが開始となる場合は、このホームページにあらためて参加申込書類や提出期限や費用のことを公表します。

また、事前登録フォームで手続をした方には、訴訟の結果や第2段階の訴訟への参加案内について、メールでお知らせします。事前登録は費用は掛かりません。

5-3 簡易確定手続（第2段階の訴訟）に参加する場合、『手続き参加費用』を一括で支払いきれない場合の支払い方法はありますか。

答え 一括で支払えるような金額を設定する予定ですが、分割での支払いの要望があれば検討します。詳細は、簡易確定手続（第2段階の訴訟）の手続き時に、あらためてお知らせします。

5-4 ビューティースリーに施術を受けた回数のメモは、書き留めていたりスケジュールに登録していたりするものでもよいですか。

答え 記録の形式に定めはありません。情報となるものはできるだけ保管しておいてください。

5-5 振り込みや支払いに関する証拠は、銀行の振り込み明細、アプリの情報などのようなものでもよいか。

答え 手元にある関係書類やデータなどは、全て保管しておいてください。また覚えている契約内容はメモしておいてください。簡易確定手続（第2段階の訴訟）に正式に参加の際に、具体的に確認させていただきます。

6 ライフティへの支払いについて

6-1 ライフティに対して支払いが残っていますが、支払わなければいけませんか。支払いをしないためにしておくことはありますか。

答え ビューティースリー破産管財人とライフティ宛の「通知書」を送付した人は、支払う必要はないと考えます。ビューティースリー破産管財人とライフティ宛の「通知書」を送ることで、クレジット契約に基づく支払義務（すでに施術を受けた分も含めて）がなくなります。また、割賦販売法では、契約者が、ビューティースリー（販売者）の施術を受けられない状態だから支払いをしないことを、ライフティ（信販会社）に対して主張することができると規定しています。したがって、クレジット残金の支払いについても拒否することが成り立つと考えられます。仮に、ビューティースリー破産管財人とライフティ宛の「通知書」を送った後も契約者の預金口座からの自動引落としを続けて支払額が増えた場合、簡易確定手続（第2段階の訴訟）の債権届出の損害額に加算します。

6-2 現在もライフティに支払中です。支払いを止めるにはどうしたらいいですか。

答え ライフティに通知書を簡易書留で送付してください。

6-3 以前に抗弁書を送付していて支払いが止まっていたが、引き落としが始まった。どうすればいいですか。

答え ライフティ(株)は一般的な抗弁書だけ送付した契約者については、請求を再開するかどうかは独自に判断しているようです。なくす会の訴訟の対象となる契約者である方は、訴訟の内容の説明を確認のうえ、すぐになくす会所定の通知書を簡易書留で送付してください。送付の際はコピーを保管しておいてください。

7 費用について

7-1 今回の訴訟に勝っても負けても費用がかかりますか。

答え 共通義務確認訴訟（以下、第1段階の訴訟）（返金義務を認めさせる訴訟）では費用はかかりません。第1段階の訴訟に勝訴し、簡易確定手続（第2段階の訴訟）に参加する場合に『手続き参加費用』がかかります。

*詳しくは、事前登録のご案内ページの「今後の流れ」をご確認ください。

7-2 『手続き参加費用』のおおよその金額を教えてください。

答え 簡易確定手続（以下、第2段階の訴訟）に参加する方には、第2段階の訴訟の手続にかかる費用の一部をご負担いただきます。費用については、第2段階の訴訟に入ってから決まるため、現時点では確定することができず、お知らせできませ

んが、個人で訴訟する場合に比べてかなり費用負担は軽くなります。第2段階の訴訟に入りましたら、お知らせします。

7-3 以前に抗弁書を送付して支払いが止まっていたが、引き落としが始まった。どうすればいいですか。

答え ライフティ(株)は一般的な抗弁書だけ送付した契約者については、請求を再開するかどうは独自に判断しているようです。なくす会の訴訟の対象となる契約者である方は、訴訟の内容の説明を確認のうえ、すぐになくす会所定の通知書を簡易書留で送付してください。送付の際はコピーを保管しておいてください。

8 リスクについて

8-1 通知書を送ることによるメリットとデメリットを教えてください。

答え メリットは、通知書を送ることによって第2段階の訴訟に参加することが可能になり、ライフティに支払った金額の返還を受けられる可能性があることです。デメリットは、現時点では、特になく考えていません。

8-2 信用情報に傷がつくのが怖いです。通知書を出すことで信用情報に傷はつきませんか。

答え 通知書を出すこと自体で、信用情報に傷がつくということはありません。ライフティへ申入れを行い、共通義務確認訴訟の対象消費者に当たる方が、なくす会が提示した通知書を送付した場合は、共通義務確認訴訟の判決が決まるまで、割賦金の支払い請求は停止し、信用情報機関には契約者側の事情による延滞ではないということで延滞情報の登録は見合わせる、という取り扱いとなると考えられる回答を得ました。

8-3 万が一、敗訴になった場合の通知書を送付したことはリスクになりますか。

答え 通知書を出すこと自体で、信用情報に傷がつくということはありません。

8-4 クレジット払いをしないことによる不利益はありませんか。

答え ライフティへ申入れを行い、共通義務確認訴訟の対象消費者に当たる方が、なくす会が提示した通知書を送付した場合は、共通義務確認訴訟の判決が決まるまで、割賦金の支払い請求は停止し、信用情報機関には契約者側の事情による延滞ではないということで延滞情報の登録は見合わせる、という取り扱いとなると考えられる回答を得ました。

8-5 ライフティが倒産してしまうことはないのでしょうか。また、倒産した場合はどうなりますか。

答え 現時点では十分な資力を有していると判断していますが、絶対に倒産しないとはいえません。倒産した場合は、返還が実現できない場合があります。

8-6 なくす会の訴訟に参加する予定で、ライフティ(株)に対して「通知書」を送付した場合、訴訟が長引いている間に信用情報機関に延滞情報が登録され、クレジットカードが利用できない状態になることはありませんか。

答え 同じような不安の質問が多数寄せられていますので、ライフティに対し、当会の通知書を送付した対象消費者については支払請求を停止すること、また、延滞情報の登録をしないことを申し入れたところ、ライフティから当会の申し入れどおりの回答を得ました。

対象となる契約者は、下記①～③が該当する方です。

① 平成 31 (2019) 年 1 月 1 日から令和 5 (2023) 年 9 月 25 日までの間、

ビューティースリーとの間で「全身脱毛無制限コース」の契約を締結した方であること（有料施術 4 回が終わって、5 回目以降の無料施術が受けられない状態の方も含まれます）

- ② 代金の支払いについて、ライフティの分割払いクレジット契約を締結し、ライフティに対し分割払いの全部または一部の支払いを行ってきた方（支払い完了の方も含まれます）
- ③ 簡易確定手続（第 2 段階の訴訟）の参加申込手続をするまでに、ビューティースリー破産管財人とライフティ宛の「通知書」を送付してある方。

支払いを停止するという「抗弁書」だけでは不十分ですので、必ず当会の「通知書」を送ってください。

8-7 訴訟に参加することでの不利益はありませんか。

答え 訴訟に参加することでの不利益はありません。